メディア言説としての安定賃金闘争と水俣病事件

小林　直毅

1　初期水俣病事件報道から報道空白期へ
2　「水俣」の出来事としての安賃闘争
3　安賃闘争期の水俣病事件報道
4　社会不安としての安賃闘争と水俣病事件

1　初期水俣病事件報道から報道空白期へ

マスメディアによる水俣病事件報道の歴史では，とくにその初期報道に数多くの問題が指摘されてきた。今日では，「環境問題の原点」，「公害事件の原点」といった発話が，あたかも枕詞のように付されて語られる水俣病事件である。歴史教科書でも，「高度経済成長の矛盾」といった事項で，水俣病事件は必ず取り上げられている。戦後日本社会の在り様を決定づけるほどに重要な出来事でありながら，とくに，1950年代後半から1960年代前半のマスメディアによる報道は，冷淡ともいえるほどに低調であった。

周知のように，水俣病の「公式確認」は1956年５月１日である。それから３年以上が経過した1959年12月までに，78名の患者の発生が確認され，そのうち31名が死亡している。強い痙攣発作があったり，狂躁状態に陥ったりする急性劇症型の患者が，この時期には多発していた。さらに，こうした激しい症状の苦痛と衝撃だけではなく，水俣病は一家の働き手を奪い，患者とその家族は極貧ともいえる生活を余儀なくされていた。また，有毒化した水俣湾産の魚介類が原因であることが明らかになってからは，この地域の漁業は深刻な打撃を受け，しかも漁民の間で患者が多かったこともあって，漁民の生活もまた困窮を極めていた。にもかかわらず，1956年５月のいわゆる水俣病「公式確認」以降，1959年11月まで，水俣病事件の全国紙による報道はない。

たしかに，この間にも，地域紙の『熊本日日新聞』（以下，『熊日』），ブロック紙の『西日本新聞』（以下，『西日本』），そして全国紙の地方版で，水俣病事件は報道されていた。しかし，その多くは，保健所のような行政機関，水俣市や熊本県などの自治体，チッソ附属病院や熊本大学病院などの医療機関，原因究明を進めている熊本大学医学部などの研究機関の記者発表による「発表もの」にとどまっている。患者と家族が目の当たりにしている水俣病の厳しい症状，「学用患者」として熊大病院に収容されている患者と家族の実情，日々の生活も立ち行かないほどの窮乏を現場で取材した

報道は，ほとんど見られない。

ところが，1959年７月，水俣病事件が重要な局面を迎えるのとともに，その報道にも変化が現れる。熊本大学医学部の研究班が，水俣病の病因物質はチッソ水俣工場の排水に含まれる有機水銀であるとする「有機水銀説」を発表したのである。これによって，チッソ水俣工場の排水が魚介類を有毒化させ，水俣病の原因になっていることは逃れようのない事実として明らかにされた。すでに1958年には，国会でもチッソ水俣工場の排水停止，操業停止が，有効な水俣病対策として論議されていた。熊大研究班の「有機水銀説」は，水俣病の原因に基づく有効，かつ当然の対策として，水俣工場の排水停止，操業停止に現実味を帯びさせるものとなった。

深刻な漁業被害に苦しんでいた水俣の漁民は，「有機水銀説」の発表を契機として，チッソ水俣工場にたいする抗議行動を繰り広げ，工場側との衝突事件も発生する。熊本県議会の議員団も，視察に訪れる。その結果，水俣病事件報道においては，抗議行動が展開される水俣市街や工場が，そして県議会議員団の視察先が報道の「現場」となったのである。抗議行動の「現場」で経験された出来事，あるいは，県議たちに同行して見聞きされた「現場」が，水俣病事件報道でも語られ，描かれるようになる。こう考えると，熊大研究班による「有機水銀説」の発表は，事件史の経過において重要な出来事であっただけではなく，その報道にも大きな変化をもたらしたといえる。

しかし，それでもまだ，新聞による報道は十分なものにはならなかった。「有機水銀説」は，『朝日新聞』（以下，『朝日』）によってスクープされていたが，「中央の学者から批判が出た」という理由で――その「批判」は，チッソの意向を受けて発表されたものであったが――全国報道には至っていない。むしろ，マスメディアとしては新聞よりもはるかに後発で，この時期には普及の緒についたばかりのテレビによって，水俣病事件が全国報道されていた。NHKアーカイブスには，1959年７月19日に，全国向けのニュース番組『NHKニュース』で「水俣で奇病」のテレビニュースが放送された記録と，ニュース番組の素材映像[(1)]が，そのメタデータとともに存在している。

漁民の抗議行動は，11月には，不知火海沿岸一帯の漁民が排水停止，操業停止を求めるところにまで発展する。工場側が面会すら拒否する態度を示したため，激しく反発した漁民と工場との間で，負傷者，逮捕者まで出す大規模な衝突事件が発生した。これが，「不知火海漁民騒動」といわれる事件である。そして，水俣病事件は，この漁民とチッソ水俣工場との激しい衝突事件によって，ようやく大規模な全国報道がなされることになった。しかし，そこで語られ，描かれたのは，工場に乱入した漁民が施設を破壊する騒乱事件の「現場」であり，警官隊にも襲いかかる「暴徒」化した漁民の姿であった。こうしてネイションワイドなニュースとなった水俣病事件も，その内容は，漁民の抗議行動と，壊滅的な打撃を受けた漁業にたいする補償問題に焦点化していた。

同じ年の12月30日には，チッソと水俣病患者家庭互助会との間で締結された「見舞金契約」に

---

(1)　現在NHKアーカイブスに保存されているのは，放送されたニュース番組ではなく，取材で撮影された映像である。たしかに，これでは，当時の水俣病事件のどのような様相がテレビニュースとなって描かれ，放送されたのかは分からない。しかし，こうした素材映像は，テレビニュースが，水俣病事件の何を，どのように描こうとしていたのか，その可能性の記録としては重要な意味をもつ。保存されている映像には，後に述べる「猫400号実験」が行なわれていた，チッソ水俣工場内の動物実験室の内部を撮影したものなどが含まれていて興味深い。

よって，患者と家族にたいする補償問題も「円満解決」したと報道される[(2)]。そこでは，こうして患者「補償」問題が「解決」したことによって，水俣病事件も「解決」したという物語の言説までもが編制された。そしてそれ以降，メディア環境における水俣病事件は「解決」したものとされ，1968年に政府が水俣病を公害病と認定し，原因はチッソ水俣工場の排水であるとする統一見解を発表するまでの間，報道空白期が生じたのである。

テレビであれ，新聞であれ，全国報道のようなかたちで顕在化された水俣病事件も，地域向けのマスメディアによって報道された水俣病事件も，そうしたメディア言説のそれぞれが問題を孕んでいる。しかし，メディア環境でけっして十分には語られ，描かれなかった水俣病事件史上の出来事や，それらに代わって顕在的に語られ，描かれた出来事を参照してみることも必要だろう。なぜなら，水俣病事件報道の空白期には，水俣病事件とは異なる戦後日本の出来事を語り，描いてきた，戦後日本のジャーナリズムが抱えている問題もまた如実に現れているからである。

2 「水俣」の出来事としての安賃闘争

(1) 安賃闘争を語るメディア言説

朝日新聞データベースやNHKアーカイブスなどで，「水俣」をキーワードにデータ検索をしてみると，1960年代前半に注目すべき結果が得られる。水俣病事件報道空白期にあって，「水俣」をめぐる別の出来事が，全国規模で継続的に報道されているのだ。これこそが，1962年４月から翌年１月までつづいたチッソ水俣工場の労働争議，「安定賃金闘争」（安賃闘争）にほかならない。

チッソは1962年春の賃上げ交渉をつうじて，４年間の長期賃金協定を提示し，あわせて合理化のための人員整理を行わないことも示唆し，それらと引き換えに，争議の放棄を新日窒労組に求めてきた（岡本，2009：13）。会社側にしてみれば，これは「安定賃金回答」であったが，組合にとっては，「争議の放棄」を含んでいる点で，まさに「合理化のための組織破壊を狙ったもの」（合化労連新日窒水俣労働組合1962：４）であった。新日窒労組はストライキ体制を組んで長期間の争議に入る。こうして始まったのが安賃闘争である。

---

(2) 新聞報道で「円満解決」という発話をともなって語られた，「見舞金契約」の内容はつぎのようなものであった。これは，チッソが自らの加害責任をまったく認めないままに金銭を支払うという点で，文字どおりの「見舞金」の支払契約である。その金額は，死亡者への弔慰金32万円，成人患者への年金10万円，未成人患者の年金３万円，成人に達した後も５万円にすぎない。問題は，この驚くべき低額の「見舞金」だけではなく，第５条として，次のような事項が付け加えられていたことにある。「乙（患者とその家族）は将来水俣病が工場排水に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わないものとする」。チッソは，この年の７月に工場排水を混ぜた餌を猫に与える実験を始め，10月７日にその猫に水俣病を発症させた「猫400号実験」によって，工場排水が水俣病の原因であることを確認していた。つまり，チッソは「水俣病が工場排水に起因すること」をみずから知りながら，第５条を加えた契約を患者と家族に結ばせたのである。まさに「見舞金契約」とは，患者補償とはまったく逆に，チッソが，みずからが加害者であることを認識しながら加害責任を認めず，わずかな「見舞金」の支払いで患者と家族の要求を封じ込め，患者補償問題としての水俣病事件の終息を図るための詐欺的契約だった。のちに，熊本水俣病第一次訴訟の熊本地裁判決では，この「見舞金契約」が公序良俗に反するとして無効を宣告されている。

新日窒労組は，争議長期化の兆しが見え始めた５月に中労委にあっせんを申請するが，それも６月には不調に終わる。会社側は７月23日に全面ロックアウトを通告し，翌日には，以前から準備を進めてきた，係長，主任，学卒者を中心にした第二組合の新日窒水俣工場新労働組合（新労）を立ち上げさせる。新日窒労組も，合化労連の支援を受けて無期限全面ストに入り，翌63年１月まで183日間にわたる一大争議がつづいた（岡本，2009：13)。その間，新労による強行就労が行なわれるなど，新日窒労組と会社側，新労との衝突事件も発生し，地域社会「水俣」はこの労働争議によって大きな動揺を経験することになった。

会社側の全面ロックアウト以降，安賃闘争はテレビや新聞によって全国規模で報道されるようになる。NHKアーカイブスには，1962年７月27日の『NHKニュース』で，「新日窒水俣工場の争議」というニュースが，全国向けに放送された記録が残っている。その後も，「水俣争議，オルグ団・合化労連が水俣へ」（８月11日)，「水俣争議，地労委の斡旋」（８月16日)，「水俣争議，争議解決のメドなし」（８月21日)，「水俣争議，新労組158人が就労」（８月25日)，「水俣争議，争いの中の２学期始業式」（９月１日)，「水俣争議，新旧労組のもみあいで警官隊」（９月30日)，「水俣争議，解決」(63年１月21日）などのニュースが放送されている。現在，記録が残されているだけでも，NHKのテレビでは，「水俣争議」を標題にしたニュースが，約６ヵ月間に22回放送されたことになっている。1960年代前半において，安賃闘争はテレビニュースとなってネイションワイドに，しかも継続的に報道される出来事であったのだ。

そうしたなかで，この争議を語るマスメディアの言説の重要な特徴が，『朝日』の７月25日の記事に現れている。４面に掲載された記事には，「『安定賃金』でもめる」という見出しに加えて，「第二の三池？　新日窒争議」の見出しが付けられていた。記事のなかでも，争議の直近の経過が説明されたうえで，事態の深刻さが，「第二の三井三池」という発話によって語られる。

> 会社側が二十三日夕刻，ロックアウト（事業場の閉鎖）を組合に申し入れると，組合側も直ちに全面無期限ストを通告，さらに係長クラスを中心とするスト批判派が（中略）組合を脱退して新組合を結成，同夜のうちに会社側と団体交渉を開き「会社提案の線で争議を収拾し，あすからでも新組合だけでも操業をはじめる」という取り決めをした。(『朝日』1962年７月25日)

> 組合側も合化労連，総評の支援でピケ隊二千人を動員，（中略）めまぐるしい動きになってきた。すでに争議がはじまって四カ月，“第二の三井三池”といわれるほど争議はかなり深刻なものになっている。(同上)

いうまでもなく，「三井三池」とは，1959年12月の三井鉱山による三池炭鉱従業員1,200名超の指名解雇発表を直接の発端として，翌60年12月まで約１年間つづいた三池争議を指す。安賃闘争は，この三池争議と同様の経過をたどっていた。三池争議にあっても，会社側は，60年１月に三池鉱業所をロックアウトし，三池労組も無期限全面ストに突入する。３月には，第二組合の三池新労働組合（新労）が結成され，その強行就労による三池労組との衝突事件が発生している。これには暴力団員も関与し，三池労組の久保清が刺殺される事件までもが発生した。三池労組はホッパー

（貯炭場）を占拠し，全国から支援の労働者が駆けつける。60年安保闘争が退潮していくなかで，７月にはホッパー占拠を支援する労働者が２万人規模に膨れ上がり，ピケ排除のために約１万人の警官隊が出動した（法政大学大原社会問題研究所，2010：３）。

三池争議の経過をこのように概観しただけでも，「第二の三井三池」という発話によって安賃闘争を語ることは，それなりにもっともな言説実践といえるだろう。「三池オルグ」が安賃闘争の支援に駆けつけてもいる。『西日本』は，その模様を「三池オルグ水俣へ　六百人緊迫する新日窒争議」の見出しでつぎのように報道している。

> 三池争議歴戦の闘士およそ十人も含まれている。まさしく三池が水俣にやって来た感じだ。（中略）水俣工場周辺に張られたピケ隊で三池オルグがこの豊かな経験にモノを言わせてピケの要領を親切に指導。（中略）事務所の入り口で小ぜり合いが起こる。バ声をあびせる労組員。いまにも打ちかかろうとする労組員。一昨年のあの激しかった三池争議が思い出されて仕方がない。（『西日本』1962年７月28日）

テレビニュースも，新聞報道も，そこで語られる出来事が多くの人びとに了解されなければならない言説実践である。『NHKニュース』でも，『西日本』の記事でも，そのような言説実践として労働争議が語られるなかで，「オルグ」という言葉が易々と使われている。こうしたところに，当時の政治経済的，社会文化的状況の特徴が垣間見られる。つまり，労働運動のジャーゴンが広範に流通するような状況で，「激しかった三池争議が思い出されて仕方がない」といった，記憶の顕在化を意味する発話を配分したマスメディアの言説が編制される[(3)]。そして，そのような言説が，「安賃闘争」を，いわば「ポスト三池」的な争議として構築していったのである。

(2)「ポスト三池」としての安賃闘争と「水俣」

当時最大の労働組合全国組織であった総評と，その傘下にあって新日窒労組が加盟する合化労連は，安賃闘争にたいして全面的な支援体制を組む。1962年の合化労連大会も，当初の予定を変更して，安賃闘争のさなかの熊本で開催されている。その模様を，『熊日』では，「新日窒ストに態勢固む　太田委員長あいさつ　合化労連大会開く」の見出しで，つぎのように伝えている。

> 今大会は当初群馬県水上で開く予定だったが，新日窒水俣が安定賃金をめぐって労使双方が激しく対立しているため急に熊本で開くことになったもの。（中略）“第二の三池争議”として強力な闘争態勢を確立し安定賃金を粉砕することが焦点となっている。（『熊日』1962年８月９日）

---

(3)　本稿におけるメディア言説の分析は，M. フーコーのいう言説編制の規則を明らかにすることで進めていく。フーコーは，言説が，みずからの語る対象を構成，変形し，発話の配分を支配し，さまざまなテーマを活性化させ，いくつかの概念の働きによって，さまざまな部分を働かせていると指摘する（Foucault, 1969：46－51）。そしてさらに，対象の構成，発話の配分，テーマの活性化，概念の発動をめぐっては，一定の規則，すなわち言説編制の規則が成立しているという（Foucault, 1969：63）。

（太田薫合化労連委員長のあいさつ）「われわれは安保，三池の両闘争および昨年の大幅賃上げ闘争によって大きな自信を得た。（中略）新日窒の闘争において会社側は第二組合をつくり三池闘争そのままの形で押してきている。われわれは合化全体，総評全体の力で対決し積極的に安定賃金を打破し，来春の大幅賃上げの足場を築かなければならない」。（同上）

ここでも，三池争議，安保闘争の記憶を語る発話を配分し，さらに，三池争議に匹敵する，全国的な労働組合組織による支援を語る発話も配分したメディア言説が編制されている。つまり，マスメディアが語り，描く安賃闘争は，新日窒水俣工場を現場と見立てた争議の経過や，直接当事者である新日窒労組と会社側の動向だけではなかった。より広範な労働側と経営側が，安賃闘争を「第二の三池」と認識していると語る言説が編制されていたのである。先に取り上げた『朝日』の記事も，別の箇所ではつぎのように述べている。

会社側に前田日経連専務理事が知恵をさずけると，太田総評議長（合化労連出身）が直々に組合の指揮に乗り出すといった具合で両者ともに退くに退けず，長期闘争にすべりこんだ形だが，会社側の一日の損害は二千万円といわれ，問題は景気調整下の賃金のあり方に一つの型を打ち出そうとしているものだけに，今後の成行きが注目されている。（『朝日』1962年７月25日）

それぞれの当事者や関係者が，明示的に「第二の三池」と語るかどうかはともかくとして，安賃闘争をたんなる一企業内の労使紛争にとどめていないことが，これらの記事からは容易にわかる。しかし，重要なのは，「総資本と総労働との対決」といわれた三池争議後にあって，それに匹敵するような「ポスト三池」的な労働争議として安賃闘争を語ろうとするメディア言説が編制されていることにほかならない。その結果，当時のメディア環境における「水俣」の出来事としては，もっぱら安賃闘争が広範に顕在化され，継続的に語られ，描き出されたのである。また，そのようにしてマスメディアが語り，描き出す「水俣」とは，三池争議の記憶を想起させる，「ポスト三池」的争議が繰り広げられる空間であったのだ。

しかし，争議の長期化も懸念され，８月８日には地労委があっせんに乗り出すことになる。熊本での合化労連大会が報道された８月９日には，『西日本』が，この地労委あっせんの開始も伝えている。その記事の見出しでは，「『流血を避けよ』の声高まる」なかでの「新日窒水俣争議，新局面へ」と語られている。さらに別の見出しは，「平和解決へ盛り上げ」といった発話も配分しながら，「地労委の努力に期待」を表明してもいる。新日窒労組への支援に盛り上がる労働組合大会を語るのと，地労委あっせんに争議の「平和解決」の期待を語るのとでは，同じ安賃闘争をめぐる言説でも，その意味あいは明らかに異なる。とりわけ，『西日本』や『熊日』といった地域向けのマスメディアによる８月上旬以降の安賃闘争の報道では，こうした変化が際立つ。

ところが，「流血を避け」，「平和解決」への期待が語られるなか，８月11日に新労が強行就労を図り，新旧労組の衝突事件が発生する。その後も，新日窒労組のピケと，それを突破して就労しようとする新労との間の衝突事件が繰り返される。新旧労組の衝突事件を報道する『熊日』の８月13日の記事を，わずか数日前の合化労連大会の報道と比べてみても，同じ労働争議にかんするメ

ディア言説の違いが見て取れるだろう。

「第二の三池」といわれる新日窒水俣工場の争議で，十二日またも悲しい流血事件がおきた。“さいきんの深刻化した労働争議には，暴力ざたがつきものだ”とさえいわれる。しかし，このあいだまで同じ職場に働いてきた仲間同士が憎しみあい，なぐりあって血を流す。こんなことがつづいてよいものだろうか。暴力行為は絶対に許されないはずだ。（『熊日』1962年８月13日）

旧労側に声援する人も，新労側を支持する人たちも，たがいに“暴力だけはご免だ”とはっきりいう。（中略）水俣商工会議所副会頭の芝原清氏も“暴力は市民の反感を買うだけだ。闘争至上主義をやめて話し合いでなんとか円満解決できないものか。どちらかが譲れば解決のきざしは出てくるはずだ”と強い語調で暴力の排除を強調する。（同上）

この記事には，「流血ストに市民の怒り」，「暴力は許せない，新日窒水俣，憎しみ捨て規律を」の見出しが付けられている。語るべき対象としての安賃闘争の意味が明らかに変化し，暴力行為を非難し，労働争議を地域社会「水俣」の社会不安の材料とみなすような発話も配分されていることに注目する必要がある。

安賃闘争は，その経過が重なり合うことで，三池争議の記憶の想起を意味する発話によって語られただけではない。『朝日』の記事のいい方を借りるなら，「景気調整下の賃金のあり方」をめぐる労使の対立に，労働側にも，経営側にも，全国的な支援が向けられた。これを顕在化させるメディア言説によって，安賃闘争は「ポスト三池」的な労働争議として構築されていったといえるだろう。その結果，一方では「水俣」が，こうした労働争議が繰り広げられる「ポスト三池」的な地域として構築され，顕在化され，注目される。しかし他方では，出口の見えない争議と，相次ぐ衝突事件が大きな社会不安となって動揺する地域としても，「水俣」が構築されていったのである。

3　安賃闘争期の水俣病事件報道

(1) 水俣病事件「解決」後の胎児性水俣病

メディア言説によって，「ポスト三池」的争議として構築された安賃闘争は，1960年代前半のメディア環境において，「水俣」を象徴する出来事になったといえるだろう。ところが，メディア環境でこのような「水俣」が語られ，描き出されているさなかに，水俣病事件史上の重要な出来事も生じていた。それが，胎児性水俣病の確認である。

以前から水俣病を疑われていた脳性小児マヒ様患者の１名が1961年８月に死亡し，剖検によってはじめて胎児性水俣病と認定された。そして，62年11月には，さらに１名の死亡者も含めた16名もの脳性小児マヒ様患者が，新たに胎児性水俣病と認定される。この出来事は，11月29日の水俣病患者診査会における認定に先立って，新聞報道で大きく取り上げられ，ある種の驚きの発話で語られるところとなった。しかし，それは，「母親の胎内にいたとき，母体の胎盤を通して有機水銀が胎児に移行して発病した」（『熊日』1962年11月20日）ことが，「医学的には（中略）二，三

の特異な場合をのぞいてほとんど報告されておらず，胎盤を通じた脳性マヒの大量発生は世界の医学界に大きな問題を投げかける」（『熊日』1962年11月26日）という類の驚きであった。

地域向けの新聞によって，胎児性水俣病の確認が報道されただけではない。『NHKニュース』でもこの出来事が，「水俣の脳性小児マヒも水俣病が原因と発表」，「水俣病・脳性小児マヒの子供たち」という二つの全国向けのニュースとなって，11月25日に放送されている。『朝日』も，熊本医学会総会における熊大医学部病理学教室の松本英世助教授の発表を伝えることで，これを全国報道している。そこでも，「熊本県水俣市月の浦地区などに多く出た脳性小児マヒについて」，「母体胎盤を通して有機水銀が胎児に移って発病した」，「『胎児性水俣病』であると結論を出した」（『朝日』1962年11月27日）と語られている。

この時期のマスメディアが報道する「水俣」では，安賃闘争が長期化して解決の目途も立たず，新日窒労組と会社側との衝突事件に警官隊が出動するほどの状態になっていた[(4)]。同時に，胎児性水俣病の確認が，やはり「水俣」の出来事として，マスメディアの全国向けのニュースとなって報道されたのである。しかしそこでは，従来の医学的知見では考えられなかった驚くべき出来事として，胎児性水俣病の確認を語るメディア言説が編制されている。さらに，マスメディアの報道は，胎児性患者の認定が，「医学的な問題とともに補償をめぐって社会的な問題をクローズアップ」（『熊日』1962年11月26日）させる出来事でもあるという。11月26日の『西日本』と，翌27日の『毎日新聞』（以下，『毎日』）の記事は，つぎのように述べている。

> “水俣地方の脳性小児マヒは，実は母親の胎内で受けた有機水銀が原因であったらしい”という熊大第二病理学教室の発表は，地元水俣市民，とくに患者血縁者たちに反響を呼び，水銀廃出元であるとされる新日窒水俣工場にたいし補償金を期待する空気が早くも生じている。（『西日本』1962年11月26日）

> 水俣病患者には新日窒から年金の形で補償金が出されており，脳性小児マヒ患者についても水俣病とはっきりすれば当然補償が問題になるとみられる。患者家族の間にはいまは恥や外聞などにかまってはおられない，早く水俣病と決定して補償なり国家的な医療保護などの手を打ってほしいという声が強いだけに二十九日の水俣病審査会の決定が注目されている。（『毎日』1962年11月27日）

胎児性水俣病患者の認定にかんするメディア言説は，けっして，生まれながらの水俣病患者を発生させるまでに至った水俣病事件の悲惨さを語ってはいない。このような惨状をもたらしたチッソの加害責任の重大さも，事態を放置しつづけた国や熊本県の責任も言及すらされない。むしろ，胎児性患者の認定も，あくまでも「見舞金契約」の定める枠組のなかで，「補償金」の支払いによって決着が図られる出来事として構築する言説が編制されている。

---

(4) とはいえ，62年９月以降は，就労を図る新労にたいして，新日窒労組は就労「阻止」から，一人一人に時間をかけての「平和説得」へと戦術を変えていた。

「公式確認」以来，水俣病の患者は拡大的に発生しつづけてきた。チッソ水俣工場の排水が水俣病の原因であることは誰の眼にも明らかであった。しかし，チッソはそれを認めようとはせず，加害責任も認めないまま，「見舞金」の支払いで患者「補償」を「解決」させてきたのである。工場排水は一貫して流されつづけ，水俣工場の生産も拡大しつづけてきた(5)。そうしたなかで，胎児性水俣病の確認は，水俣病の発生が母体内の胎児にまで及んでいたことを明らかにするものであった。それは，病像を問い直し，患者の発生状況とその規模を調査することを強く促すだけではなく，チッソ水俣工場の操業の拡大的継続にも疑問を投げかけるような出来事といえるだろう。そうなれば，患者補償の内容もその責任も問い直される。ところが，胎児性患者の認定にかんするメディア言説では，こうした問題を意味する発話は配分されていない。

メディア環境における「水俣」の出来事として，たしかに，安賃闘争だけではなく，胎児性水俣病の確認も，全国規模のニュースとなって顕在化されている。しかし，とくに胎児性患者の認定をめぐるメディア言説は，「見舞金契約」による患者「補償」の「解決」が，水俣病事件それ自体も「解決」させたとする，いわば「水俣病事件終息物語」の言説の域を出るものではない。

すでに述べたように，チッソ水俣工場の排水に含まれる有機水銀が水俣病の病因物質であるとする「有機水銀説」の発表は，工場排水を水俣病の原因として決定づけるものであった。水俣の漁民だけではなく，不知火海沿岸一帯の漁民は，漁業補償にくわえて水俣工場の排水停止，さらには操業停止を要求して抗議行動を展開する。それは，「不知火海漁民騒動」となって，チッソ水俣工場との間で多数の負傷者，逮捕者を出す衝突事件にまで発展している。

当時の水俣病事件報道も，もっぱら漁民の抗議行動を大きく取り上げ，メディア環境における「水俣」の出来事は，漁業補償問題に焦点化されていたといっても過言ではない。そのようななかで，水俣病患者家庭互助会が患者補償を要求して，1959年11月28日から水俣工場正門前に座り込みを始める。32日間の座り込みの果ての暮れも押し詰まった12月30日に，患者「補償」として締結されたのが「見舞金契約」であった。

「不知火海漁民紛争」に象徴される漁業補償問題と，「見舞金契約」によって「解決」させられた患者「補償」問題とでは，マスメディアによる報道に，全国報道と地域向け報道との違いも含めた濃淡があることは否定できない。しかし，そうした程度の差はあっても，患者「補償」が「見舞金契約」によって「解決」したと語られた59年末までには，「水俣」の出来事として，このような紛争を語るメディア言説がたしかに編制されていたのである。

そこでは，チッソ水俣工場の生産の拡大が水俣病を引き起こし，漁業に壊滅的な打撃を与えてきたこと，そしてそのような生活被害にたいする補償が強く要求されていることが語られている。また，当時の紛争が，水俣工場の操業の拡大的継続に疑問を突きつけるものであったことも表象されようとしていた。さらに，「水俣」に創業し，「水俣」の経済基盤を支えてきたチッソの生産活動が，

---

(5) チッソ水俣工場では，1959年末に「排水対策」としてサイクレーターとよばれる排水浄化装置を設置した。しかし，この装置には有機水銀を取り除く能力はなく，チッソは有機水銀を副生していたアセトアルデヒド工程の排水をここには通さずに排出しつづけた。サイクレーターは，水俣工場が排水処理を行なっていると偽装して，操業を拡大的に継続するための装置であったといえる。

「水俣」に生きる人びとの身体，生命，生活を破壊しているという，抜き差しならない矛盾を孕んだ水俣病事件の構図も表象可能であった。

ところが，それからわずか二年余りのちのメディア言説では，「見舞金契約」による胎児性患者の「補償」だけがテーマとして活性化されているのだ。そこには，「見舞金契約」が締結された当時の「水俣」が経験した，漁民の抗議行動や，患者と家族の座り込みといった出来事の記憶を顕在化させる発話は配分されていない。「見舞金契約」によって水俣病事件が「解決」したという物語によって潜在化され，隠蔽されてきた重要な問題を，胎児性水俣病の確認を契機として再び語ろうとする発話も，こうしたメディア言説には配分されていないのだ。

(2) 労働運動と水俣病事件の記憶

三池争議後，そして「見舞金契約」後でもある1960年代前半のメディア言説は，「水俣」の二つの出来事を顕在化している。一つが，チッソ水俣工場における安賃闘争である。もう一つが，想像をはるかに越えた水俣病惨禍の広がりを明らかにした，胎児性水俣病の確認とその患者の認定である。どちらも，マスメディアによってネイションワイドに報道されることで，「水俣」をメディア環境に顕在化する出来事でもあった。

「水俣」の出来事として安賃闘争を語るメディア言説は，三池争議の記憶を顕在化する発話を配分している。それによって，この労働争議が，「ポスト三池」的争議となって語られ，広範な人びとの間で認知され，ナショナルな社会問題として構築されていった。もう少し別の言い方をするなら，安賃闘争は「ポスト三池」的争議として構築されることで，たんなる一企業内の労使紛争ではなくなっていったのである。

これにたいして，同じように「水俣」の出来事として胎児性水俣病の確認と患者認定を語るメディア言説は，「見舞金契約」による胎児性患者の「補償」というテーマを活性化させている。それによって，この出来事は，水俣病事件「解決」後の，いわば事後談として構築されることになる。胎児性水俣病の確認は，医学的な驚きを意味する発話が配分されたネイションワイドなニュースとなって，広範な人びとの間で認知されたかもしれない。しかし，胎児性患者の認定は，すでに患者「補償」も含めて「解決」済みとなった水俣病事件のなかの一つの出来事として語られてしまう。そこには，かつての漁民や患者家族の抗議行動の記憶を顕在化する発話も見られない。このようなメディア言説は，ネイションワイドなニュースとして，胎児性水俣病の確認や患者の認定をアクチュアルに語ってはいる。しかしそれは，水俣病事件を，その記憶を想起し，歴史を検証しながら，あらためて問い直すべきナショナルな社会問題として構築していくものではありえない。

こうして，同じ時期の「水俣」における二つの出来事をネイションワイドに語るメディア言説の一方は，みずからが語るべき対象としての安賃闘争を，それにかかわる出来事の記憶を顕在化させて構成する。もう一つの出来事を語るメディア言説は，みずからが語るべき対象としての胎児性水俣病にかかわる出来事を，それまでの水俣病事件の記憶を潜在化させて（「封印して」といった方が正確なのかもしれない）構成する。この二種類のメディア言説における，出来事の記憶の顕在化と潜在化という対照性は，1960年代前半における労働運動と水俣病事件を語る言説実践の間の対照性と考えることができるだろう。

言説を編制する言説実践とは社会的実践にほかならない。とりわけメディア言説は，それを編制するのがマスメディアによる社会的実践としての言説実践であるだけに，語られる出来事をめぐる政治経済的状況，社会文化的状況，世論や価値観，社会意識の動向と無縁ではいられない(6)。

そう考えるなら，三池争議のような労働運動の記憶を顕在化する発話を配分しながら安賃闘争を語るメディア言説には，当時の労働運動を語る社会的実践としての言説実践の特徴が見出されるだろう。それは，三池争議から安賃闘争に至るまで，賃上げを要求したり，人員整理の阻止や争議権の堅持といった主張を展開したりする労働運動を，ナショナルな社会運動とみなす政治経済的状況と密接に結びついた言説実践なのである。また，それは，賃上げや人員整理をめぐる争議を，ナショナルな社会問題としてとらえる世論や価値観と密接に結びついた言説実践でもある。その結果，総評傘下の新日窒労組のような労働組合が主体となった労働運動をナショナルな社会運動として語り，そうした運動が掲げる要求や主張をナショナルな社会問題として語るメディア言説が編制されていくことになる。高度経済成長が緒に就いたばかりの1960年代前半において，このようなメディア言説は，生産力拡大を最優先とする一方の極に対抗しようとする，「革新」とよばれたもう一方の極で支配的なイデオロギー的言説(7)であったといってもよいだろう。

水俣病事件のさまざまな記憶を潜在化して，「見舞金契約」の枠組のなかで胎児性患者が「補償」されると語るメディア言説には，当時の水俣病事件を語る社会的実践としての言説実践の特徴が現れている。「見舞金契約」によって患者「補償」も，水俣病事件も「解決」したと語る物語は，チッソ水俣工場の排水停止も操業停止も回避させる効果を発揮していた。むしろ，こうした物語が，水俣工場の操業継続と生産拡大に途を拓いてさえいる。これにたいして，かつての漁民の抗議行動は，漁業補償を要求するだけではなく，それ以上に水俣工場の排水停止，操業停止を要求するものでもあった。また，患者と家族の水俣工場正門前の座り込みは，チッソの加害責任を追及して患者補償を要求する行動であった。ところが，そうした出来事の記憶を潜在化して，胎児性患者も「見舞金契約」によって「補償」されると語る言説実践は，母体内の胎児にまで水俣病を発生させた，チッソの重大な加害責任，補償責任を隠蔽するものにほかならない。

チッソの責任を曖昧にしたまま，その生産拡大を可能にする言説実践とは，まさに高度経済成長期の政治経済的状況の所産といってもよい社会的実践なのだ。そして，そこから編制される，水俣

---

(6)　言説とは，「社会的実践の一形式としての，書かれ，話された言語である」。とくに注目すべきなのは，「特定の言説実践と，それが埋め込まれている，行為の（状況，制度的枠組，そして社会構造などを含む）ある特別な領域との間での対話的関係が想定されている」（Wodak, 2001：65－66）ことである。言説は，あくまでも制度的実践，社会的実践としての言説実践をつうじて編制されている。そして，こうした実践が展開される状況的特性や，社会的諸領域の特性との相互の関連性がつねに想定されている。これが，言説の重要な特性なのだ。水俣病事件報道の言説も，水俣病事件のなかのある出来事を実際に語るという実践と，それが展開された社会的諸領域の特性との関連を明らかにしている。

(7)　言説も，それを編制する規則も，そのような規則を生起する制度的，社会的実践としての言説実践も，「イデオロギーの再生産において，特別な地位を占めている」（van Dijk, 1998：192）。つまり，この当時の「水俣」にかんする報道に現れる「語りのさまざまな特性が，抽象的なイデオロギー的信念や，そうしたイデオロギーに関連した何か別の主張を，社会的成員が実際に表明し，明確に系統化して述べることを可能にする」（van Dijk, 1998：192）。

病事件の記憶を潜在化し，「見舞金契約」によって胎児性患者が「補償」されると語るメディア言説も同様である。水俣病の加害，原因企業としてのチッソの責任を不問にして，結果的にその生産拡大を容認している点で，それは，生産力拡大を第一義とする，当時の支配的なイデオロギー的言説であったといえるだろう。

少なくとも，1960年代前半のメディア言説においては，同じ「水俣」で，同じチッソ水俣工場と密接にかかわる出来事でありながら，安賃闘争と水俣病事件は，無縁の出来事として語られる。前者は，「水俣」だけではなく，ナショナルな社会問題として，後者は，いわば「解決」済みの社会問題として語られる。そこでは，安定賃金と引き換えに，労働基本権である争議権を放棄させ，合理化のために労働組合を破壊しようとする経営側に対抗して，安賃闘争を闘う新日窒労組が顕在化される。「ポスト三池」的争議を闘うこの労働組合は，当時の労働者にとってのナショナルな社会問題に直面して労働争議を闘うアクターとして構築的に語られているのだ。

これにたいして，胎児性水俣病の患者と家族は，「補償」のために金銭を支給される被害者として語られる。そこには，チッソ水俣工場の生産活動が引き起こした社会問題として水俣病事件を語る発話はなく，当然，患者と家族も社会問題にかかわるアクターではありえない。安賃闘争と，胎児性水俣病の確認と患者認定を「水俣」の出来事として語るメディア言説は，チッソ水俣工場の労働者と，水俣病の患者と家族をこのように分断して構築していたのである。

4　社会不安としての安賃闘争と水俣病事件

(1) 安賃闘争の「解決」

長期化した安賃闘争も，地労委のあっせんによって，1963年１月にはようやく解決へと向かった。１月５日に地労委は，労使双方にあっせん案を提示した。その後，11日には，熊本市で開催された合化労連臨時大会で，組合側がこのあっせん案の受諾を決定する。しかし，会社側は諾否の結論を出さないまま，14日には地労委に回答期限の延期を申し入れている。会社側の結論が遅れたのは，あっせん案で，過剰人員の整理がどこまでできるのかが問題になったからだといわれる。結局，21日には，会社側もあっせん案の受諾を決め，約半年間に及んだこの争議は終結した。

地労委あっせんの骨子は，つぎのようなものである。長期賃金協定は，基本的に３年とする。就労後はこの争議に関連した職場闘争は行わず，また，組合員にたいする差別的待遇を行わない。水俣工場の過剰人員は，全従業員を対象として希望退職を募るなどの方法で整理する。争議指導者の２名が自発的に退職する。このようなあっせんによる終結が，労使どちらの側に有利であったのかを評価することは難しい[8]。組合側のあっせん案受諾を伝える『朝日』の１月12日の記事では，「余力を残した組合側　会社側になお強硬論」の見出しの「解説」でつぎのように述べている。

合化労連がいまをシオドキとみて水俣争議収拾の態度を決めたのは，水俣労組の組織力と合化

(8)　岡本達明によれば，「戦後起きた大争議は，労働運動史家の手によりどれもよく研究されているが，ただ一つ水俣の安賃争議だけは手つかずのまま残されている」（岡本，2009：13－14）。

労連のカネに余力を残した形で，これからの化学業界の合理化に備えようと判断したからだ。

水俣労組の組織状況は，十日現在で旧労組二千四百七十八人，新労組九百七十五人と合化労連はいっている。これまでの大争議の例からみて，百七十日を越える大争議で，この程度の脱落ですんだことは珍しいといわれる。しかしそれも，これ以上長引けば三百人近くが脱落しそうだと水俣争議指導部は見ている。（『朝日』1963年１月12日）

争議期間をつうじて，新日窒労組が組織力を維持できたことは，たしかに組合側に有利な結果を残したといえるだろう。会社側がこだわったのは，あっせん案がいう「希望退職者を募るなどの方法」で過剰人員が整理できるのかというところにあった。こうした点では，会社側の強気の姿勢が目立ち，結果的にその後の人員整理に含みを残すかたちで争議を終結させている。とくに見逃してはならないのは，不当労働行為の容認になる組合指導者の事実上の解雇，すなわち「争議指導者２名の自発的退職」が，あっせん案に含まれていたことである。じつは，この種の内容がなければ，あっせん案が受け容れられないほどに，会社側の姿勢は強硬であった。

地労委委員としてこのあっせんに携わった荒木誠之は，最後の段階で，合化労連委員長の太田薫から一つの提案がなされたことを明らかにしている。それによると，荒木のもとを訪ねた太田が，「この争議は組合が負けた」といって，「ありきたりのあっせん案では会社は即拒否するでしょう。あっせんを会社にのませる仕事を，地労委がやってほしい」と訴えたという。太田の提案の核心は「組合の最高幹部が会社を辞める」ことにあった。そして彼は，これは「労組の提案としては未曾有のこと」だが，「ともかく組合の最高幹部二人の辞職を核として，会社側と折衝をやってほしい」と涙ながらに要請したという。労働法学者の荒木にしてみれば，「争議行為の責任者を使用者が解雇するというのは不当労働行為になり，労働組合法で禁止している」ことであって，到底受け容れられるものではない。しかし，「ここで争議解決のチャンスを逃すことは地労委としてはいかがなものかと」と考え，荒木も涙ながらにあっせん案をまとめた。その後も「社内の強硬論が強くなかなか方針がまとまらず難航した」が，「会社は会社なりに強硬意見もあろうし，組合の中でも幹部の辞職に抵抗もあろうけれど，あっせん案を出したときにはともかく『NO』といわないようにと，それぞれの内部で詰めをお願いした」とも，荒木は語っている（荒木，2009：65－66）。

三池争議のような大争議では，多くの場合，その解決過程で組合執行部を中心に大量の解雇が行なわれてきた。「会社内部には争議責任者をもっと多くせよ，懲戒権はタナ上げすべきでないなど強硬論もいぜん強い」（『朝日』1963年１月12日）という報道もされている。にもかかわらず，争議指導者２名の退職で決着したことは，労働側に有利なかたちでの決着といえなくもない。争議指導者の退職を涙ながらに提案した太田自身が，表向きの発言とはいえ，これを「『早期解決のギセイだ』と割り切っている」（『朝日』1963年１月12日）とも伝えられている。しかし，争議を理由にした組合指導者の解雇が，不当労働行為にあたることに変わりはない。そのような内容を含みながら，しかも組合側が早々にその受諾を決定しているにもかかわらず，ただちにこれの受諾を表明しないほどに会社側が強硬でいられたのはなぜだろうか。

もちろん，その理由はいくつも考えられるが，安賃闘争が長期化するなかで，この争議そのものが「水俣」にとっての社会不安とみなされるようになっていったことも，一つといえるだろう。そ

れは，すでに見てきたように，1962年８月に発生した，強行就労を図る新労と新日窒労組のピケ隊との衝突事件を語るメディア言説に典型的に現れている。とくに，衝突事件における暴力行為を非難する発話を配分しながら，安賃闘争を「水俣」の社会不安として語り，さらにその早期解決も訴えるメディア言説は，地域向けの新聞報道で多く編制されていた。

もちろん，このようなメディア言説も，「水俣」における安賃闘争を語る社会的実践としての言説実践によって編制されるものである。新労と新日窒労組との間で衝突事件が発生するようになった争議を語るメディア言説からは，そうした事態にいたった安賃闘争を語る，社会的実践としての言説実践の特徴が見出される。それは，「闘争至上主義」を排して「円満解決」を図るために，「どちらかが譲れば解決のきざしは出てくる」と諭すような発話によって顕在化される，この争議を「水俣」の社会不安とみなす世論の動向と結びついた言説実践なのだ。まさに，こうした社会的実践としての言説実践を突き動かす「水俣」の世論を背景に，会社側は，早期解決に向けて前のめりになった組合にたいして，強い姿勢でいられたと考えることができるだろう。

(2)「水俣」の社会不安と新日窒労組

安賃闘争の解決を受けて，地域向けのマスメディアとして，『西日本』は「水俣」の街の雰囲気をつぎのように報道している

> 五万市民の間には“よかった”というささやきがあちらこちらで交わされた。いちばん喜んだのは商店街で，ストによって三割ないし五割の売り上げ減で大痛手を受けていたので争議解決をチャンスに立ち上がるぞ，と明るい表情だった。
>
> 橋本市長は，“市民とともに早期解決を願っていたが，会社のあっせん案受諾で市民もホッとした感じだ。また，争議によって物心両面の打撃もひどく重苦しい重圧が離れなかったが，本当によかった”と手放しの喜びよう。(『西日本』1963年１月22日)

ここには，争議期間中の「水俣」を「重苦しい」といった発話で語り，争議が解決した現在の「水俣」を「明るい」，「ホッとした」といった発話で語るメディア言説が編制されている。それもまた，安賃闘争を「水俣」にとっての社会不安であったと事後的に構築しているといってよい。同時に，「水俣」の街の雰囲気といった漠然と語られる社会不安だけではなく，より具体的で，分節化されて語られる社会不安も示唆されている。それが，「商店街」の「売り上げ減」のような，橋本市長のいい方を借りるなら，「物心両面の打撃」のうちの物的打撃なのである。

「企業城下町」などといわれる，特定の企業を中核に成立している地域は，その経済的基盤が，当該の企業の生産活動に強く依存していることは周知のとおりである。「水俣」も，しばしばチッソの企業城下町といわれる。しかし，1908年にチッソがここに創業して以来，チッソの生産活動そのものが，この「水俣」という地域を形成することであったことを見逃してはならない。チッソ水俣工場の生産活動の停滞や停止は，「社会不安」という言葉の印象をはるかに越えて，地域社会「水俣」に死活的な影響を与える出来事であったと考えておく必要がある。

そうした意味でのチッソ水俣工場の生産の停滞こそが，安賃闘争を「水俣」の社会不安として語

る社会的実践としての言説実践を展開させたのである。その結果，新労と新日窒労組との衝突事件をめぐっても，暴力を非難する発話を配分しながら，安賃闘争を「水俣」の社会不安とみなし，早期解決を求めるメディア言説が編制されていくことになる。そこでは，長期化して，「水俣」の人びとの経済生活に深刻な影響を与えるまでになった安賃闘争という社会不安を引き起こしてきたアクターとして，新日窒労組が構築的に語られる。

じつは，水俣病事件のなかでも，このような「水俣」の社会不安を語るメディア言説が編制されてきたことに注目しておかなければならない。熊大の「有機水銀説」の発表以降の，漁民の抗議行動と要求をめぐるメディア言説がその一つである。

当時，漁民が強く求めたのは，チッソ水俣工場の排水停止，さらには操業停止であった。相次ぐ漁民の抗議行動に直面して，ようやく熊本県議会で，水俣病対策の重要な柱として水俣工場の排水停止が検討され始めた。ほぼ同じ時期に，東京では，本州製紙江戸川工場の排水によって深刻な漁業被害が発生し，排水停止を要求する漁民の抗議行動が展開された。東京都では，すでに1949年に公害防止条例が制定されていて，これを根拠法として，都が江戸川工場の操業を一時停止させている。熊本県議会でも，公害防止条例の制定が準備された。本州製紙江戸川工場事件を重要な先例として，熊本県でも公害防止条例を制定して，それを根拠法としてチッソ水俣工場の排水を停止させることで水俣病対策を進めようとしたのである（烏谷，2007：85－86）。

熊本県漁連の不知火海水質汚濁防止対策委員会と熊本県議会の水俣病対策特別委員会の合同会議が，1959年10月に開催される。そこでは，県民の社会不安を取り除くためにも，水俣病の原因が明確になるまで工場の操業を停止すべきだという要望が提起された（烏谷，2007：86）。そして，県議会水俣病対策特別委員会で公害防止条例制定が提起され，それをめぐって論議が交わされることになる。ところが，その論議のなかで，新日窒労組出身で水俣病対策特別委員会副委員長であった長野春利が，排水停止は工場閉鎖と同じで，それによって新たな社会不安が生じるのではないかと発言し，それが『熊日』の報道するところになったのである（烏谷，2007：86－87）。

さらに，漁民の抗議行動がチッソ水俣工場との間で多数の負傷者，逮捕者を出す衝突事件にまで発展した11月の「不知火海漁民騒動」の後には，水俣工場の排水停止の回避を求める大規模な陳情が熊本県知事に行なわれている。この陳情は，水俣市長，水俣市議会，水俣商工会議所，水俣農協，そして水俣地区労[9]をメンバーとする，漁民を除く「オール水俣」の体制を形成して行なわれた。そこでも，水俣工場の排水停止は工場閉鎖を意味し，それは水俣市民全体の死活問題であるという主張がなされている。『熊日』は，この「オール水俣」の陳情をつぎのように報道している。

> 県議会水俣病対策特別委員会では，県漁連などの要望もあり，廃水即時停止のための条例制定の話まで出た。しかし水俣市が新日窒水俣工場に大きく依存しているので“廃水即時停止は工場の一時閉鎖と同じだ”と知事に善処方を訴えたもの。
>
> 陳情団の話では市税総額一億八千余万円の半分を工場に依存し，また工場が一時的にしろ操業

(9) 熊本県議会水俣病対策特別委員会の副会長で新日窒労組出身の長野春利と，地区労の代表としてこの陳情に参加した，やはり新日窒労組の江口政春が，安賃闘争の終結にともなって解雇された２名の争議指導者であった。

を中止すれば，五万市民は何らかの形でその影響を受けるという。(『熊日』1959年11月８日)

水俣病事件を報道するメディア言説においても，「水俣」の社会不安とは，安賃闘争の場合と同様に，チッソ水俣工場の操業停止によって生ずるであろう，大きな経済的損失であった。そこでは，チッソ水俣工場の排水停止，操業停止を要求して抗議行動を展開する漁民が，「水俣」の社会不安を引き起こすアクターとして構築的に語られる。そして，「オール水俣」を構成する地区労の一員であり，水俣病対策特別委員会副委員長の長野が所属する新日窒労組は，漁民と対峙して「水俣」の社会不安を解消しようとするアクターとして構築されることになるのだ。

高度経済成長が始まろうとしていた，そして始まったばかりの1950年代末から60年代前半のメディア言説においては，チッソ水俣工場の生産の停滞や，停止の恐れが，取りも直さず「水俣」の社会不安として語られていた。そのような社会不安を引き起こすアクターとして，水俣病事件においては漁民や，患者と家族が，安賃闘争においては新日窒労組が構築的に語られてきたのである。とりわけ新日窒労組は，水俣病事件をめぐるメディア言説においては，漁民の要求によって水俣工場の操業が停止させられるかもしれないという社会不安を解消しようとする，すなわちチッソ擁護の側のアクターとして構築されている。しかし，その新日窒労組が，安賃闘争をめぐるメディア言説においては，争議によって水俣工場の生産を停滞させ，「水俣」の社会不安を引き起こすアクターとして構築されることになる。

こうして，少なくとも当時のチッソ水俣工場における労働運動や新日窒労組は，経営側との対決姿勢をいかに鮮明にしたところで，「水俣」におけるチッソの生産活動の枠組から離れたところで語られることはなかった。そこからは，一方では，当時の新日窒労組の活動方針，さらには合化労連，総評の活動方針がどのようなものであったかが問われなければならないだろう。同時に他方では，安賃闘争のような労働争議や水俣病事件を語る，言説実践にして社会的実践である戦後日本のジャーナリズムが，どのような出来事を，どのような社会問題や社会運動として構築してきたのかも問われなければならない。

（こばやし・なおき　法政大学社会学部教授）

【引用文献】

荒木誠之（2009）「安定賃金争議と労働委員会あっせんをめぐって」熊本学園大学水俣学研究センター『水俣学研究』創刊号。

Foucault, M.（1969）*L'archélogie du savoir*, Gallimard.

合化労連新日窒水俣労働組合（1962）『安定賃金闘争の斗い――全国の仲間に恥ずかしくない斗いを』。

法政大学大原社会問題研究所（2010）『資料展示会　三池争議と向坂逸郎』。

鳥谷昌幸（2007）「不知火海漁民紛争の中の『社会不安』言説」小林直毅編著『「水俣」の言説と表象』藤原書店。

岡本達明（2009）「新日本窒素労働組合のあゆみ」熊本学園大学水俣学研究センター編『新日本窒素労働組合60年の軌跡』。

van Dijk, T. A.（1998）*Ideology：A Multidisciplinary Approach.* SAGE.

Wodak, R.（2001）'The Discourse-Historical Approach'. In R. Wodak and M. Meyer（eds.）*Methods of Critical Discourse Analysis*, SAGE.